

## 県営建設工事における入札保証の取扱いに関する試行要領

〔平成19年6月19日〕  
〔総務 第290号〕

【沿革】平成19年6月19日付け総務第290号制定、平成20年3月27日付け総務第1200号一部改正、平成21年3月30日付け総務第1252号一部改正、平成22年1月28日付け総務第981号一部改正、平成22年3月18日付け総務第1210号一部改正、平成23年3月25日付け総務第428号一部改正、平成23年6月29日付け総務第63号一部改正、平成24年2月29日付け総務第273号一部改正、平成27年3月31日総務第286号一部改正、平成31年3月28日総務第236号一部改正、令和3年3月31日付け出総第383号一部改正、令和4年3月17日付け出総第349号一部改正

(趣旨)

第1 この要領は、別に定めがあるもののほか、県営建設工事の入札参加者に入札保証金を納付又はこれに代わる保証等を提供させる場合の取扱いの試行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 電子入札システム 県営建設工事の請負契約に係る競争入札実施要綱（平成19年6月6日付け総務第232号）第2第9号に規定するシステムをいう。
- (2) 入札情報公開サービス 発注の見通し、発注情報、入札契約結果に関する情報等をインターネット上で公開するシステムをいう。
- (3) 電子入札 条件付一般競争入札実施要領（平成19年6月6日付け総務第233号。以下「条件付要領」という。）第2第2号に規定する入札をいう。
- (4) 紙入札 条件付要領第2第3号に規定する入札をいう。

(入札保証金等)

第3 この要領において、「入札保証金等」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 入札保証金
- (2) 保険会社と締結された入札保証保険契約
- (3) 金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。以下「保証機関等」という。）が行う契約保証の予約
- (4) 会計規則（平成4年岩手県規則第21号）第98条第1項第1号に規定する有価証券
- (5) 会計規則第98条第1項第2号の契約担当者が確実と認める金融機関の保証

(対象工事)

第4 条件付一般競争入札の方法により請負契約を締結する設計額2億円以上の県営建設工事を対象とする。

(入札公告等への明示)

第5 入札保証金等の納付等を求めるときは、知事は、入札公告においてその旨を明示するものとする。

2 前項の場合における入札公告の例文は別添 1 - 1 に、入札公告共通事項の例文は別添 1 - 2 に、総合評価落札方式における入札公告の例文は別添 2 - 1 から別添 2 - 4 までのいずれかに、入札公告共通事項の例文は別添 2 - 5 に、それぞれよるものとする。

3 入札保証金等の納付等の方法については、ホームページに掲載するものとする。

(入札保証金の納付等)

第 6 知事は、第 4 の対象工事の入札参加者に対し、入札保証金等を条件付要領第 11 に規定する条件付一般競争入札参加資格基本事項確認結果通知書を受けた日から入札書提出期限の日までに納付又は提出させるものとする。この場合において、入札参加者が特定共同企業体又は経常共同企業体であるときは、共同企業体名で提出させるものとする。

2 知事は、入札参加者が前項の規定により入札保証金等に係る書類を提出する場合は、事前に入札予定金額を知ることができないよう封かんさせたくて提出させるものとする。

3 入札参加者が入札保証金を現金で納付しようとする場合は、入札保証金に係る届出書（様式第 1 号）を入札書提出期限の日の 7 日前（岩手県の休日に関する条例（平成元年岩手県条例第 1 号）に規定する県の休日（以下「休日」という。）を除く。）までに契約担当者に提出し、納付書の発行を受けなければならない。

(契約保証予約の取扱い)

第 7 提出しようとする入札保証金等が第 3 第 3 号の契約保証の予約であるときは、当該契約保証の予約に係る契約希望金額がその見積もる入札金額（税込み）以上又は保証金額が入札金額（税込み）の 100 分の 10 以上でなければならないものとする。

(入札保証金の納付等の確認)

第 8 知事は、条件付要領第 19 に規定する入札参加資格の審査時に、入札保証金等が納付されていることを併せて確認するものとする。

2 落札候補者が提出した入札保証金等が第 3 第 2 号の入札保証保険契約に係る保険証券である場合の確認事項は、次のとおりとする。

(1) 被保険者が契約担当者であること。

(2) 保険会社の記名押印があること。

(3) 保険契約者が落札候補者であること。

(4) 保険金額が記載されていること。

(5) 契約の内容としての工事名が入札公告に記載の工事名と同一であること。

(6) 入札保証保険の普通保険約款及び特約条項その他証券に記載したところにより保険契約を締結した旨の記載があること。

(7) 保険期間は、入札日から入札公告で指定する日までを含むものであること。

3 落札候補者が提出した入札保証金等が第 3 第 3 号の契約保証の予約である場合の確認事項は、次のとおりとする。

(1) 名あて人が契約担当者であること。

(2) 契約保証の予約を行う者が保証機関等であり、押印があること。

(3) 予約契約者が落札候補者であること。

(4) 契約希望金額又は保証金額が記載されていること。

(5) 契約の内容としての工事名が入札公告に記載の工事名と同一であること。

(6) 保証機関等と落札候補者である予約契約者との間で予約に係る工事について契約保証の予約を行ったことを証する旨の記載があること。

(7) 予約する契約保証が停止条件付契約保証でないこと。

(8) 予約契約者が予約完結権を行使するに当たっていかなる留保も付されていないこと。

4 落札候補者が提出した入札保証金等が第3第5号の金融機関の保証である場合の確認事項は、次のとおりとする。

(1) 名あて人が契約担当者であること。

(2) 保証人が金融機関であり、押印があること。

(3) 保証委託者が落札候補者であること。

(4) 保証金額が記載されていること。

(5) 保証に係る工事の工事名が入札公告に記載の工事名と同一であること。

(6) 落札者が契約を結ばないことによる損害金の支払いを保証する旨の記載があること。

(7) 保証の内容は、落札者が契約を結ばない場合の損害金の支払いであること。

(8) 保証期間は、入札日から入札公告で指定する日までを含むものであること。

(9) 保証債務履行の請求の有効期間が保証期間経過後6か月以上確保されていること。

(入札保証金等の納付又は書類に不備等があるときの取扱い)

第9 知事は、落札候補者が提出した入札保証金等の未納付等又は書類に不備があるものとして次の表に掲げる場合に該当するときは、その入札を無効とするものとする。ただし、低入札価格調査制度に関する事務処理要領（平成15年1月28日付け総務第1100号）に基づく調査基準価格に満たない入札があったときは、条件付要領第22第2項に基づき、失格基準の設定及び判定をするまでは有効として取り扱い、入札結果には「無効（資格不適格）」と記載するものとする。

1 未納付であると認められる場合	(1) 他の工事の入札保証金である場合 (2) 入札保証金が特定できない場合
2 書類に不備があると認められる場合	(1) 押印されていない場合 (2) 入札保証（保険）金の記載が全くない場合 (3) 記載内容を満たしていない場合 (4) 発注者名に誤りがある場合 (5) 入札案件名に誤りがある場合 (6) 納付業者名に誤りがある場合
3 納付額等に不足があると認められる場合	(1) 入札保証金若しくは有価証券の額又は保険金額が入札金額（税込み）の100分の3に満たない場合 (2) 契約保証の予約に係る契約希望金額が入札金額（税込み）に満たない場合 (3) 契約保証の予約に係る保証金額が入札金額（税込み）の100分の10に満たない場合
4 その他未納付等又は書類に不備がある場合	

(落札決定時の取扱い)

第10 知事は、次のとおり入札参加者に対し当該入札の落札決定後に入札保証金の還付等を行うものとする。ただし、落札者に対しては、契約締結後に入札保証金の還付等を行うものとする。

(1) 入札保証金を納付した入札参加者に対しては、知事は、入札保証金払戻請求書（様式第

2号)の提出を求めるものとする。なお、落札者に対しては、工事請負契約時に提出させるものとする。

(2) 金融機関等の保証書を提出した入札参加者に対しては、知事は、当該保証書(保証期間を変更した場合の変更保証書を含む。)を落札決定後(落札者に係る保証書については、契約締結後)に入札参加者に返還するものとする。この場合においては、入札参加者から保証書に係る領収書(様式第3号)を提出させるものとする。

(落札者が契約を結ばない場合の取扱い)

第11 契約保証の予約に係る予約証書を提出した落札者が契約を締結しない場合は、知事は、その者の入札金額(税込み)の100分の3の額を落札者に損害賠償として請求するものとする。

(秘密の保持)

第12 県営建設工事の競争入札に係わる職員は、入札保証金等の納付及び書類について、落札決定までの間秘密の保持に十分留意しなければならない。

(費用の負担)

第13 入札保証金等の納付及び書類の提出に係る費用は、入札参加者の負担とする。

(補則)

第14 その他この要領に定めのない事項については、出納局長が別に定める。

#### 附 則

この要領は、平成19年7月1日から施行する。

附 則(平成20年3月27日総務第1200号)

- 1 この要領は、平成20年4月1日以後に公告を行う工事から適用する。
- 2 同日前に公告を行った工事については、なお従前の例による。

附 則(平成21年3月30日総務第1252号)

- 1 この要領は、平成21年4月1日以後に公告を行う工事から適用する。
- 2 同日前に公告を行った工事については、なお従前の例による。

附 則(平成22年1月28日総務第981号)

- 1 この要領は、平成22年2月1日以後に公告する電子入札対象工事から適用する。
- 2 同日前に公告を行った工事については、なお従前の例による。

附 則(平成22年3月18日総務第1210号)

- 1 この要領は、平成22年4月1日以後に公告を行う工事から適用する。
- 2 同日前に公告を行った工事については、なお従前の例による。

附 則(平成23年3月25日総務第428号)

- 1 この要領は、平成23年4月1日以後に公告を行う工事から適用する。
- 2 同日前に公告を行った工事については、なお従前の例による。

附 則(平成23年6月30日総務第63号)

- 1 この要領は、平成23年7月1日以後に公告を行う工事から適用する。
- 2 同日前に公告を行った工事については、なお従前の例による。

附 則(平成24年2月29日総務第273号)

- 1 この要領は、平成24年3月1日以後に公告を行う工事から適用する。

2 同日前に公告を行った工事については、なお従前の例による。

附 則（平成 27 年 3 月 31 日総務第 286 号）

1 この要領は、平成 27 年 4 月 1 日以後に公告を行う工事から適用する。ただし、別添様式第 1-1 号、第 1-2 号及び第 2-1 号から第 2-4 号までについて、当分の間、従前の様式のものによることができる。

2 同日前に公告を行った工事については、なお従前の例による。

附 則（平成 31 年 3 月 28 日総務第 236 号）

1 この要領は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

2 改正前の消費税法及び地方税法が適用される工事については、なお従前の例による。

附 則（令和 3 年 3 月 31 日出総第 383 号）

この要領は、令和 3 年 4 月 1 日以降に公告を行う工事から適用する。

附 則（令和 4 年 3 月 17 日出総第 349 号）

1 この要領は、令和 4 年 4 月 1 日から施行し、同日以後に提出する用紙について適用する。ただし、入札公告の例文の改正部分は、施行日以後に入札公告を行う工事から適用する。

2 改正後の要領の施行の際現に改正前の要領に基づいて作成した用紙がある場合においては、改正後の要領の規定にかかわらず、当分の間、これを取り繕って使用することを妨げない。